

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 二九
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 二九
- 道路の区域を変更する件 三〇

公 告

- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により意見があった件 三〇
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件三件 三〇
- 一般競争入札を行う件 三〇
- 落札者を決定した件 三〇
- 福島県選挙管理委員会 三〇
- 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件 三〇

告 示

福島県告示第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、只見町土地改良区が只見地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和八年六月十七日認可した。

令和八年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

渡辺政夫 寺島弥助 斎藤哲雄 斎藤哲雄 斎藤邦博 齋藤民弘 保証責任小手信用販売購買利用組合 桑島松三 高橋理吉 森博之 森芳蔵

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第六百三十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

小原ミドリ 小原筆一 上野七郎 目黒新一 目黒正義 金田ツルノ 小島一美 横山喜源太

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第六百三十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同法第三十三条の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明である

ため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

菊地雄一 平野シノ 平野ハツエ 平野フジノ 平野元三郎 平野司 平野常將
平野正春 平野直愛 平野定次 平野博明 平野八次郎 平野芳太郎 佐藤イセコ
佐藤イセ子 星今男 星長平 星貞策 星徳美 平野タマキ 平野幸男 平野勝應
平野庄平 平野谷男 平野富作 平野龍虎 平野龍虎 菊地大三郎 酒井寅雄 酒井
武三 森フジエ 森三樹男 森治平 森七郎 森進 森與三郎 馬場恵 馬場武 馬
場トセ 馬場一郎 馬場義彦 馬場洪治 馬場四郎 馬場治郎 馬場庄太郎 馬場
正秋 馬場正年 馬場清三 馬場太平 馬場太門 馬場長佐 馬場美夫 馬場芳吉
馬場末次 馬場友良 馬場林太郎 金谷信定 菅家一弘 菅家春次 菅家小八 菅家
昇 菅家常彦 菅家正衛 菅家徹 菅家敏恵 菅家文一 菅家平助 菅家又一郎 菅
家利男 菅家榮男 菅家爲安 芳賀吉雄 堀金浩蔵 馬場吉三郎 馬場熊ヲ 河原田
榮 河原田清一 河原田竹芳 菊地一作 菊地永作 菊地義廣 菊地光江 菊地秀美
菊地正平 菊地彦一 菊地兵衛 菊地徳太郎 栗城四郎 山内盛勝 酒井平吉 菅
家正清 菅家竹佐 星昇 星勇一 馬場弘 馬場熊ヲ 馬場糸男 馬場虎芳 馬場勝
芳 馬場惣七 馬場孫太 馬場長一 馬場直衛 馬場貞次 馬場定吉 馬場哲雄 馬
場寅佐 馬場二男 馬場福太郎 馬場民久 馬場利雄 菅家キヨ子 菅家爲安 菅家
玉記 菅家元善 菅家春彦 菅家清久 菅家太平 菅家典保 菅家文次 芳賀和祐

二 通知の内容の要旨

- 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年福島県告示第三百二十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。

令和八年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

小林信義

二 通知の内容の要旨

- 保安林の指定施業要件を変更したこと。

- 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年福島県告示第三百八十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後 の 別		
県道相馬 巨理線	相馬市尾浜字原二二八 番二五地先から 同 市尾浜字平前四九 番地先まで	変更前	一一・三〇 二六・九	五五二・八
		変更後	一一・三〇 一五・一	五五二・八

（道路計画課）

公 告

公告第百五十号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第百二十号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年七月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、福島市総務部総務課市民情報室、伊達市産業部商工観光課、二本松市産業部商工課、桑折町産業振興課、川俣町政策推進課、猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地

イオン福島店・（仮称）イオンタウン福島南矢野目 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

二 条例第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

公告第百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、大谷頭首工管理規程について、令和八年六月十八日次のとおり認可した。

令和八年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称

磐梯西部土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十五日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な器具、資材等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な器具及び資材等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理者は、頭首工を操作した場合においては、当該頭首工の管理に係る事項を記録しておかなければならない。

(農村計画課)

公告第百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、入倉下堰頭首工管理規程について、令和八年六月十八日次のとおり認可した。

令和八年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称

磐梯西部土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十五日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な器具、資材等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な器具及び資材等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理者は、頭首工を操作した場合においては、当該頭首工の管理に係る事項を記録しておかなければならない。

(農村計画課)

公告第百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、赤枝中堰頭首工管理規程について、令和八年六月十八日次のとおり認可した。

令和八年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称

磐梯西部土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十五日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な器具、資材等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な器具及び資材等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理者は、頭首工を操作した場合においては、当該頭首工の管理に係る事項を記録しておかなければならない。

(農村計画課)

公告第154号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県事業執行管理システム等機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年7月3日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県事業執行管理システム等機器 一式（据付け、調整、機器保守、運用管理、移行対象システムの移行等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで
- (4) 納入場所 福島県内の別に指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた単独の者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 当該物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品について、令和8年7月3日から起算して過去10年以内に、国及び地方公共団体に納入した実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- (6) 当該物品の運用管理に当たり、当該物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品の運用管理に関する業務の経験を3年以上有する者を常駐させることができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年7月14日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年7月14日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話024-521-7488

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年7月3日（金）から同年8月18日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年7月20日及び同年8月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の閲覧

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 閲覧場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年8月19日（水）午前11時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年8月18日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含

- む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Server computer for the Fukushima Prefectural Accounting System of the Public Works Section (including installation, adjustment, maintenance, operations management, and system migration, etc.) 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 19 August 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 18 August 2026
- (4) Contract point for the notice: General Affairs Division, Public Works Section, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7488

（土木総務課）

公告第155号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年7月3日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
振動試験機 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年6月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
69,894,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年4月28日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会					
福島県選挙管理委員会告示第四十六号 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、玉川村選挙管理委員会から報告があった。 令和八年七月三日					
福島県選挙管理委員会 委員長 成田良洋					
指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
令和八年六月一日	石川郡玉川村大字南須釜字奥平二九〇番地	すがまプラザ交流センター会議室一	玉川村長	一九・三平方メートル	一〇人
同	同	すがまプラザ交流センター会議室二	同	一〇四平方メートル	五〇人
同	同	すがまプラザ交流センター会議室三	同	九五・九平方メートル	四〇人
同	同	すがまプラザ交流センター会議室四	同	一七八・七平方メートル	八〇人
同	同	すがまプラザ交流センター体育館	同	九八〇平方メートル	三〇〇人

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 印刷所 福島株式会社 印刷